

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 3
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 6
- 北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 11

◇ 告 示

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】 12

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 13
- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課】 14
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 15
- 北九州市長野津田土地区画整理事業の事業計画の変更【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正等に伴い、児童扶養手当の一部支給停止の適用除外の審査に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報を加える等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和3年6月7日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正等に伴い、子育てのための施設等利用給付を受ける資格等の認定及び認定の変更に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報を加える等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和3年6月7日から施行することにしました。

◇北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

。

この規則は、令和3年6月9日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給」を削り、「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号イ中「による支援給付又は配偶者支援金の支給」を「第14条第1項及び第3項の支援給付の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このイ及び第14条第1号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このイ及び第14条第1号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このイ及び第14条第1号において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の実施、中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第2号ア中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号イ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改める。

第 6 条第 1 号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 7 条第 1 号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改める。

。

第 8 条第 1 号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第 2 号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改める。

第 10 条第 1 号ア中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号イ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第 2 号ア中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号イ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改める。

第 11 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 番号利用法別表第二主務省令第 31 条第 4 号に掲げる事務 次に掲げる情報

ア 第 1 号アに掲げる情報

イ 認定請求に係る受給資格者又は当該認定請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該認定請求を行う場合に限る。）若しくは母（当該児童の父が当該認定請求を行う場合に限る。）に係る児童扶養手当法第 3 条第 2 項に規定する公的年金給付に関する情報（番号利用法別表第二主務省令第 31 条第 4 号ニ及びへに掲げる情報を除く。）

第 14 条第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）」を「平成 19 年改正法」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号。以下この号において「平成 25 年改正法」という。）」を「平成 25 年改正法」に、「平成 25 年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）」を「旧法」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 15 条第 2 号中「第 54 条第 4 号」を「第 54 条第 5 号」に改める。

第 16 条第 1 号ウ中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号オ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第 2 号ア中「生活保護関係情報」を「生活保

護実施関係情報」に改め、同号ウ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「変更若しくは」を「変更又は」に改め、「又は就労自立給付金の支給」を削り、「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第2号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第10条第1号エ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報、生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する情報（第25条第1号エにおいて「外国人進学準備給付金関係情報」という。）」に改める。

第11条第1号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第5号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第12条第1号ア中「による支援給付又は配偶者支援金の支給」を「第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このア並びに第25条第1号及び第2号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このア及び第25条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このア及び第25条において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧

法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。第25条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止」に、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号イ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報」に改める。

第13条第1号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第15条第1号イ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第2号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改める。

第16条中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第17条第1号ア中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号イ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報」に改める。

第19条第1号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第20条第1号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を改め、同条第2号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第22条中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第24条第1号ア中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給」を削り、「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同号イ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号ウ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第25条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号及び次号において「平成19年改正法」という。）を「平成19年改正法」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法」という。）を「平成25年改正法」に、「平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）を「旧法」に改め、同号エ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学準備給付金関係情報」に改める。

第26条及び第28条中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定による教育・保育給付認定又は同法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定又は同法第30条の8第1項の規定による施設等利用給付認定の変更に関する事務 前号に掲げる情報

第30条の2中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第31条第1号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第3号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第4号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第32条第1号ウ中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報（第8号ウ及び第35条第1号キにおいて「就労自立給付金関係情報」という。）」に改め、同号オ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号カ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報」に改め、同条第8

号ウ中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報」に改め、同号オ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号カ中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報」に改める。

第35条第1号ア中「国民健康保険法」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改め、同号キ中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報」に改め、同号ク中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号シ中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、「昭和60年国民年金法等改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」に改め、同号ソ中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同号タ中「又は」を「若しくは」に、「特別給付の支給」を「市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施」に改める。

第36条第1号中「（昭和37年法律第152号）」を削り、同条第2号中「（大正11年法律第70号）」を削り、同条第3号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第6号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第7号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第37条第5号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第7号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第8号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第38条第3号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第6号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第7号中「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改める。

第39条第1号中「生活保護関係情報」を「生活保護実施関係情報」に改め、同条第4号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第5号中「外国人生活保護関係情報」を「

外国人生活保護実施関係情報」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第32号

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年北九州市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第19条を次のように改める。

（電子情報処理組織を使用した届出等）

第19条 条例第13条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出及び提出については、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年北九州市規則第114号。以下「情報通信技術利用条例施行規則」という。）第4条の規定の例による。

2 条例第13条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う通知及び交付については、情報通信技術利用条例施行規則第5条の規定の例による。

3 条例第13条第3項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記録した書類により行う縦覧及び閲覧については、情報通信技術利用条例施行規則第6条の規定の例による。

第22条の見出し中「縦覧等」を「閲覧」に改め、同条第1項中「法第45条第1項第5号」を「第45条第1項第5号」に、「法第63条第5項」を「第63条第5項」に、「法第52条第4項及び法」を「第52条第4項及び第5項並びに」に、「書面の縦覧等」を「閲覧」に改め、同条第2項中「縦覧及び」を削り、「縦覧等」を「閲覧」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 238 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|----------------|----------------------|---------------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 株式会社三省堂書店神保町本店 | 東京都千代田区神田神保町一丁目 1 番地 | 令和 3 年 6 月 1 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで |
| 株式会社紀伊國屋書店新宿本店 | 東京都新宿区新宿三丁目 17 番 7 号 | 令和 3 年 6 月 1 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで |

北九州市公告第 3 9 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和 3 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

| 名 称 | 区 域 |
|-----------------|------------------|
| 青葉台サイエンスパーク地区計画 | 北九州市若松区青葉台西六丁目地内 |

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 6 月 2 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 3 年 6 月 2 1 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 3 9 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 4 月 9 日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
- 5 落札金額
1, 9 3 9 万 7, 0 1 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 2 月 1 5 日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第 397 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 3 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発行為者 |
|--|--|
| 北九州市若松区青葉台東二丁目 14 番 101、14 番 109 から 14 番 123 まで、14 番 125 及び 100 番 15 のうち | 北九州市若松区高須東三丁目 6 番 6 号 有限会社コムサイト 取締役 西田雅貴 |

北九州市公告第 398 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、北九州市長野津田土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 6 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 組合の名称
北九州市長野津田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和 2 年 3 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 事務所の所在地
北九州市小倉南区津田南町 1 番 68 号
- 4 設立認可の年月日
令和 2 年 3 月 30 日
- 5 変更認可の年月日
令和 3 年 6 月 2 日